

上下水道くじ



久慈市上下水道部発行
久慈市川崎町8-2
電話：52-2189

お得で便利な口座振替にしませんか？



久慈市の水道料金のお支払方法は2種類です。

納付書払い

- 納入場所へ毎回行く必要がある
- 2ヶ月分を一度にご請求
- 口座振替割引なし

口座振替

- 自動でお引落し
- 2ヶ月分の料金を半分ずつお引落し(毎月)
- 口座振替割引あり

◆口座振替割引とは？

定例日（毎月26日。休日の場合は翌営業日）に振替となった場合、4か月後の料金から50円割引します。1か月あたり50円割引なので、1年間で600円がお得になります。



【例】2月26日に振替 → 6月の水道料金から50円割引

ご注意 次の場合は、割引が適用されません。

- 定例日に振替できなかった場合（再振替の場合）
- 使用中止時の精算の場合
- 引っ越し等によりご住所が変わった場合
- お支払いが下水道使用料のみの場合

水道管の凍結に注意

外気温が氷点下になると、水道管が凍結する恐れがあります。就寝時、外出時、長期不在時は「水抜き」の作業を行いましょう。

【水抜きの作業方法】

- ①蛇口のハンドルを開けて水を出したまま水抜き栓を最後までしっかりと閉めてください。
- ②蛇口のハンドルを全開にしてください（水は出ません）。
- ③蛇口に手を当ててみて、少し吸い込まれるような感じがすれば水抜き完了です。



※水抜き栓の設置場所や形状は、建物ごとに異なります。アパートや貸家等で水抜き栓が分からない場合は、管理人等へお問合せください。
※水抜き栓が中途半端な操作で半開きになっていると水が流出し続け、漏水・凍結の原因になります。

【水道管が凍結してしまったら】

部屋全体を温めて、蛇口にタオル等を巻き、ぬるめのお湯をかけてゆっくりと解氷してください。熱湯をかけると蛇口が破損する恐れがあります。万が一、破損・漏水した場合は、すみやかに市指定給水装置工事業者へ相談してください。

※検針は、原則として2か月に一度実施しております。事業所等、毎月検針のかたの口座振替割引は2か月後に適用されます。

◆口座振替のお申し込み方法

ご利用する金融機関の窓口か、上下水道部・山形総合支所・各支所窓口で受付しております。

【持ち物】通帳、口座のお届け印、水栓番号がわかるもの（検針票や納付書：持参可能な場合）

【取扱金融機関】

- | | | |
|----------------|-----------|--------|
| 岩手銀行 | 東北銀行 | みちのく銀行 |
| 北日本銀行 | 盛岡信用金庫 | |
| 東北労働金庫 | 新岩手農業協同組合 | |
| 岩手県信用漁業協同組合連合会 | ゆうちょ銀行 | |

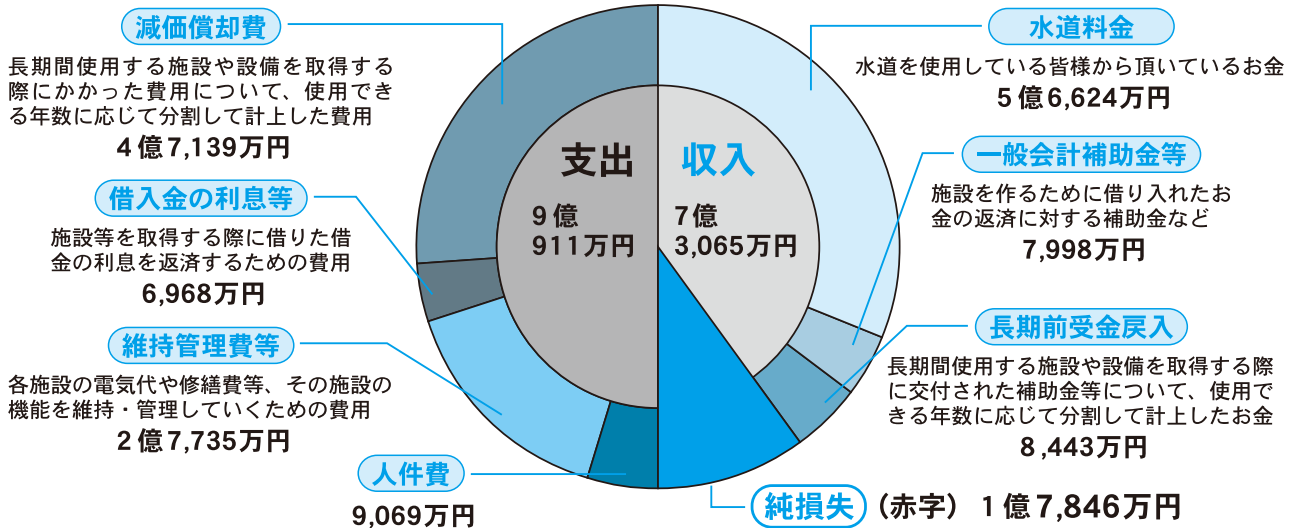
郵送でのお手続きを希望する方は、上下水道部へお電話ください。

※誠に恐れ入りますが、クレジットカード決済はお取り扱いしていません。

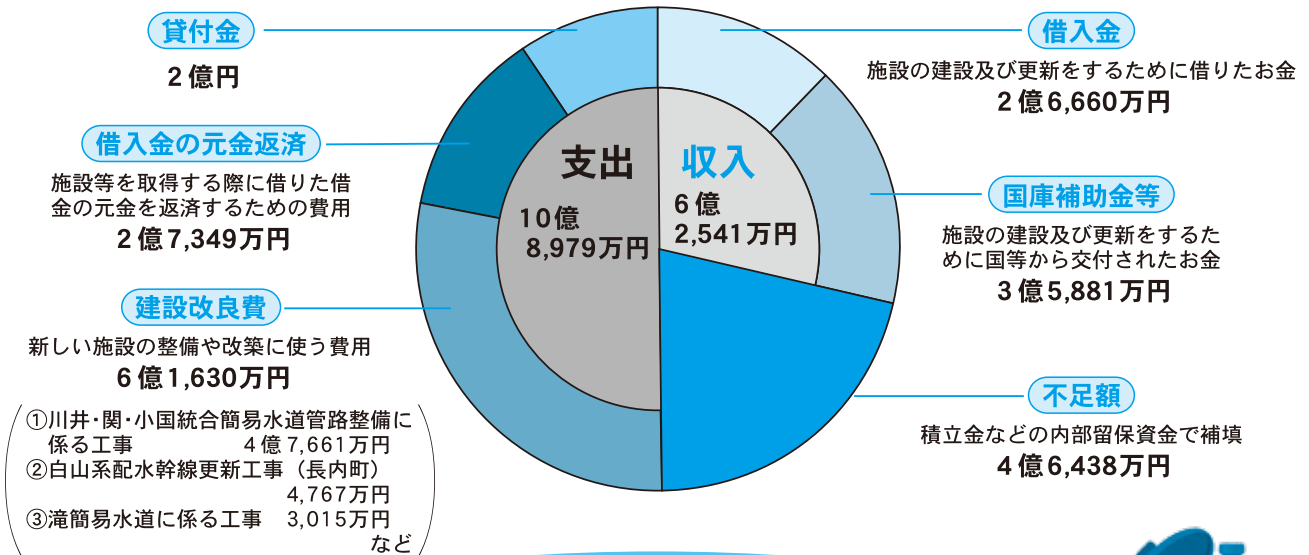
令和元年度 水道事業会計の決算概要について

令和元年度決算では、赤字が発生しました。主な要因としては、減価償却費の増加が挙げられます。純損失の累積額は、令和元年度末で4億7,021万円となっています。

収益的収支（水道水を作り、ご家庭にお届けするための収支）



資本的収支（水道施設を建設及び更新していくための収支）



除雪にご協力願います

スムーズな水道メーターの検針にご協力をお願いします。

- メーターボックスの上の雪は、除雪していただくように
- メーターボックスの上に駐車したり、物を置いたりしないように
- 犬などのペットは、メーターボックスに近づくことができないように

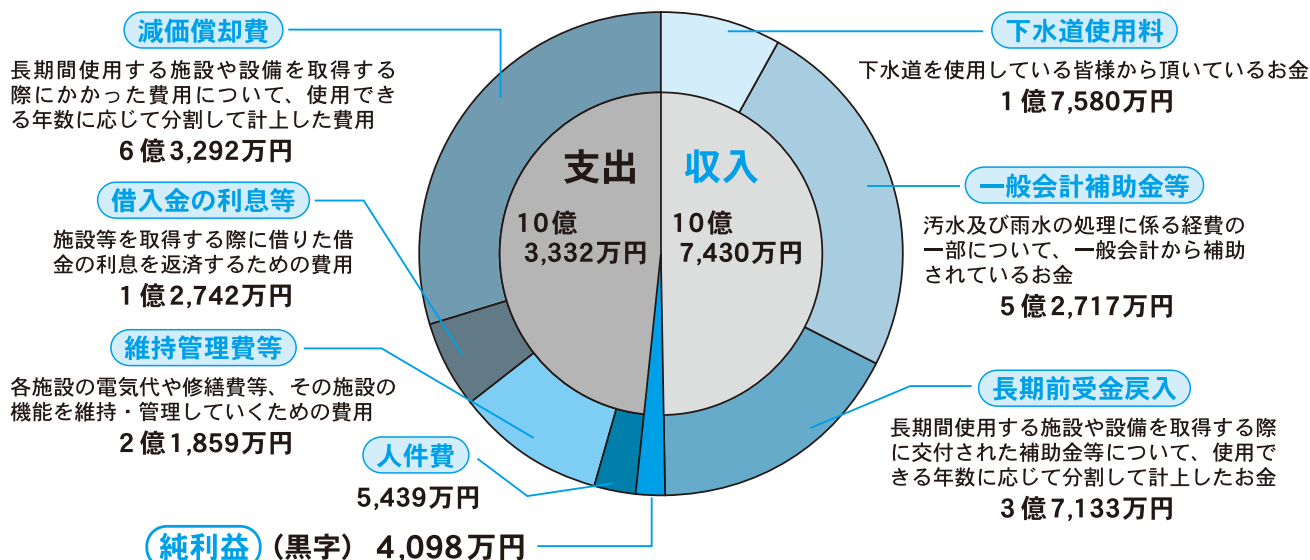
お願いします。



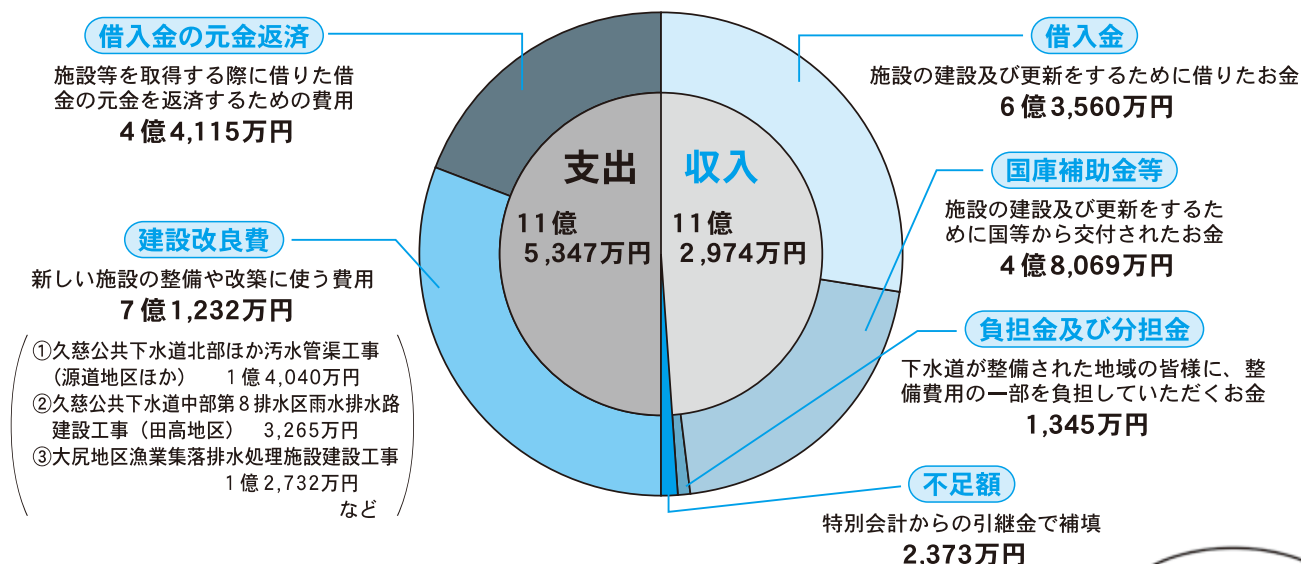
令和元年度 下水道事業会計の決算概要について

令和元年度から、下水道事業会計はそれまでの特別会計から公営企業会計へ移行しました。その経営状況についてお知らせします。

収益的収支（汚水及び雨水を処理するための収支）



資本的収支（処理施設を建設及び更新していくための収支）

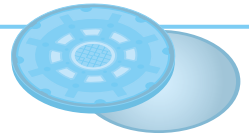


～今後の下水道事業経営について～

下水道は家庭や工場等から排出される汚水等を処理し、きれいにして川や海にかえすことで安全・安心な生活環境を提供しています。皆様からいただいている下水道使用料は、主にこの処理施設（例：浄化センター、麦生ほか8地区の漁業集落排水施設）の維持管理費用に充てています。今後は老朽化した施設の更新や、浸水被害を軽減するための雨水排水ポンプ場の建設等を予定しており、厳しい財政状況になることが予想されます。



下水道への接続に対する補助金



【補助金交付対象者】

- 平成31年4月1日以降に公共下水道の供用開始となった区域内のかた
- 供用開始の日から3年以内に排水設備等を新設して、公共下水道に接続するかた
- 既存の住宅のくみ取り便所又は浄化槽に接続していた便所を水洗便所に改造するかた
- 市税及び受益者負担金を滞納していないかた

【補助金額】

- 住宅1戸につき15万円（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する兼用住宅は7万5千円）
※排水設備等の工事代金が当該金額に満たない場合は、当該工事代金となります。

浄化槽の設置に対する補助金

【補助金交付対象者】

- 公共下水道事業計画区域外のかた及び漁業集落排水事業区域外のかた
- 延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する住宅に浄化槽を設置するかた
※浄化槽法の設置届出の審査又は建築基準法の確認を受けずに浄化槽を設置するかたや販売の目的で浄化槽付住宅を建築するかたなどには補助金は交付できません。



【補助金額】

- 5人槽 35万2千円
- 6～7人槽 44万1千円（人槽により補助金額は異なります）
※浄化槽の設置費用が当該金額に満たない場合は、当該設置費用となります。

2月は受益者負担金・分担金の納期です。

●受益者負担金・分担金とは？

下水道の整備に必要なお金の一部は、受益者（土地の使用者）の皆様からご負担いただく「公共下水道事業受益者負担金」「漁業集落排水処理施設分担金」でまかなわれます。

●納め方は？

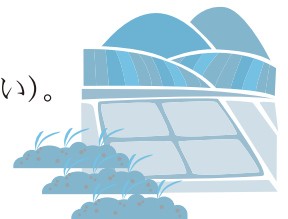
負担金・分担金の納期は年2回（8月末・2月末）です。今年度第2期の納期限は令和3年3月1日（月）となります。受益者の方は、8月にお送りした納付書で忘れずに納付をお願いします。納付書を紛失された場合は、上下水道部へご連絡ください。

●口座振替について

受益者負担金は口座振替ができます（詳細は上下水道部へお問い合わせください）。

●その他

- ・負担金・分担金は申請により猶予・減免できる場合があります。
例：汚水を排出しない（水道を使用しない）土地
- ・土地の売買等により、受益者に変更があったときは、上下水道部へ届出が必要です。



水道・下水道についての
お問い合わせは

久慈市上下水道部

久慈市川崎町8番2号／☎ 0194-52-2189

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日、年末年始を除く）

早朝・夜間及び休日の受付は行っておりません。

水道・下水道の情報は久慈市ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.kuji.iwate.jp/kurashi/jyogesuido/>



久慈市上下水道部



久慈公共職業安定所（ハローワーク久慈）の隣です